

COP24について

～今後の気候変動対策における国際的動向～

**経済産業省
大臣官房審議官
(環境問題担当)
信谷 和重**

COP24結果概要

概要

- 日程：2018年12月2日（日）～15日（土）
- 場所：ポーランド・カトヴィチェ
- 参加登録者：22,762名（政府13,890名、非政府主体6,046名等）

主要成果

- パリ協定実施指針の合意
 - ✓ すべての国に共通の実施指針に合意。
※ 実施指針では、例えば、各国の排出削減目標を明確化するための情報、削減目標の達成状況や排出量に関する報告内容を定めた。
 - ✓ ただし、外国で削減した排出量を移転して、自国の削減目標に計上する仕組み（市場メカニズム）の指針については来年COP25（議長国チリ）に先送り。
- タラノア対話（フィジー語で「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」の意味）
 - ✓ 温室効果ガスの排出削減取組について、経験やビジョンを共有。
- ジャパンパビリオンのサイドイベント
 - ✓ 約40のイベント、展示を通して、民間主導のイノベーションによる排出削減の取組等をアピール
- 議長国ポーランド主導の宣言発出
 - ✓ 公正な移行、e-mobility、森林に関する三つの宣言を発出。日本はすべてを支持。
- IPCC1.5度特別報告書については(短い期間にも関わらず)タイムリーに完成したことをCOP決定で歓迎。

パリ協定実施指針のポイント（経済産業省の観点）

- すべての国に共通のルールに合意。国際競争条件（レベルプレイングフィールド）を確保。（最貧国・小島嶼国には例外あり）

具体的内容

① 排出削減目標の内容明確化

- すべての国について、提出する削減目標を明確化するために提出すべき情報（例：目標設定の方法論・前提、対象分野）等を特定

② 排出削減目標の進捗・排出量データの報告

- すべての国が2024年末までに初回の報告書を提出（排出量データ、削減目標の進捗状況は必須）
- 排出削減目標と進捗報告の一貫性を確保（例：定義、前提、データ情報源）
- 能力に制約のある途上国に報告内容の柔軟性を認めるにあたり、
 - i)能力制約の内容、ii)柔軟性の適用期限を含めた改善計画の提出を義務付け。
- 柔軟性を認める項目は、一部の項目に限定（下記参照）

排出量の報告項目	先進国 (実施指針の内容 = 現行ルール)	途上国の現状 (現行ルール → 実施指針の内容 (柔軟性内容))
経年変化	毎年データ報告	毎年分は不要※ → 2020年以降は毎年分 ※例えば、中国は、1994年、2005年、2012年のみ報告
計算方法	2006年ガイドライン(GL)採用	大半の国が1996年GL採用 → 2006年GL採用
報告タイムラグ	2年前の排出量	4年前の排出量 → 2年前 (3年前)
対象ガス種類	7種類	7種類 (3種類)

パリ協定実施指針の主な内容①

パリ協定の内容	実施指針で定めた内容
<p>【緩和（各国の排出削減目標）】</p> <p>すべての国が排出削減・抑制目標を5年毎に提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> • すべての国について、目標明確化のために求める 追加情報（例：目標設定の 方法論・前提、対象分野、参照指標） • すべての国に適用される計算方法の指針（例：定義・前提の一貫性確保）
<p>【透明性（各国の取組に関する報告・レビュー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • すべての国が「排出量データ」、「緩和目標達成に向けた進捗状況」を2年毎に提出。 • 専門家による各国の報告内容のレビュー実施 • 資金支援や緩和目標等の実施状況に関する、多国間検討プロセス実施 	<ul style="list-style-type: none"> • すべての国が2024年末までに初回の報告書を提出 • 能力制約のある途上国に柔軟性を認める報告項目及びその内容の特定（例：2年前の排出量報告を原則としつつ、柔軟性として3年を許容） • 柔軟性を適用する場合、能力制約の内容や将来の改善計画の提出を義務付け
<p>【グローバル・ストックテイク(世界全体の進捗確認)】</p> <p>長期目標の達成に向けた世界全体の進捗評価。2023年から5年毎に実施。 実施結果を各国の行動・支援の強化・更新並びに国際協力の強化にインプット。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 進捗確認の対象となる長期目標(※) • 実施スケジュール（2022年6月～：情報収集、2022年11月・2023年6月頃：技術的評価）及びガバナンス

※パリ協定の長期目標：世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。出来る限り早期に世界の温室効果ガス(GHG)の排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的なGHG排出と吸収源による除去の均衡を達成等。

パリ協定実施指針の主な内容②

パリ協定の内容	実施指針で定めた内容
<p>【途上国への資金支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進国は途上国への資金支援の義務、その他の国による支援の奨励 支援情報の隔年報告（具体的には以下） <ul style="list-style-type: none"> 今後の支援に関する定量的・定性的情報（可能であれば公的資金の想定規模等を含める） 公的資金及び動員された民間資金の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の支援見通し及び資金支援の実績を把握するための情報の具体的項目（例：分野） 各国が提出した見通し情報の統合報告書作成 2025年以降の途上国支援の資金目標の検討を2020年11月から開始（P）
<p>【技術支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術メカニズムの活動指針とする技術枠組み設立 技術メカニズムによる支援の有効性、同メカニズムに提供される支援の妥当性の定期的評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 技術枠組みのキーテーマ(イノベーション、ステークホルダー関与等) 技術メカニズム定期的評価の具体的項目やプロセス、グローバル・ストックテイクへのインプットとする
<p>【気候変動への適応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国の適応計画プロセスと行動の実施、途上国の適応努力の認識、適応報告書の作成、適応支援 	<ul style="list-style-type: none"> 報告内容の項目列挙(例:リスク、政策、実施) 引き続き支援（先進国・その他の国に奨励） 適応努力の認識、適応ニーズ評価等の方法論
<p>【対応措置】（産油国の関心事項）</p> <p>排出削減への対応により影響を受ける国への配慮</p>	<p>対応措置を検討するフォーラムを設立。毎年開催。</p>

緩和（各国の排出削減目標）

パリ協定の内容

- すべての国が排出削減目標(Nationally Determined Contribution)を5年毎に提出
 - 先進国は総量削減目標、途上国は排出抑制目標（※）を提出
- ※多くの途上国は、「GDP単位当たり排出量目標」や「対策を講じなかった場合（Business as Usual: BAU）の排出量からの削減目標」を掲げている。

実施指針の内容

① 排出目標を明確化するための追加情報

- ✓ 基準年等の参照ポイントや計画実施の期間
- ✓ 対象分野、ガスの種類等
- ✓ 排出量計算の方法論（基準年やベースラインの試算方法（主要指標、定義、使用モデル等）、政策実施の前提、IPCCガイダンスに沿った分野別方法論の有無（例：木材））等

② 計算方法の指針

- ✓ 範囲、定義、方法論の一貫性確保
- ✓ 方法論等を変更した場合の報告 等

※ 適用時期は、①②ともに、第2回目の約束草案（2031年以降の目標）以降。
第1回目約束草案（2030年目標）への適用について、①は奨励、②は任意。

透明性（各国の取組に関する報告・レビュー）

パリ協定の内容

- すべての国が「排出量データ」、「緩和目標達成に向けた進捗状況」を2年毎に提出。
- 能力に制約のある途上国には柔軟性を認める。
- 先進国は途上国に提供した資金・技術・キャパビル支援についての情報を提供（その他の国には奨励）
- 専門家による各国の報告内容のレビュー実施

実施指針の内容

- すべての国が2024年末までに初回の報告書を提出
- 能力に制約のある途上国に認める報告の柔軟性については、適用を認める項目やその内容を特定
 - ✓ 2年前の排出量を報告（柔軟性として3年前を許容）
 - ✓ 7種類のガスを報告（柔軟性として3種類を許容）
 - ✓ 排出量の計算方法については、最新ガイドラインを採用（柔軟性なし）
 - ✓ 排出量は2020年以降、毎年分を報告（柔軟性なし）等
- ※ 柔軟性を適用する場合、能力制約の内容や将来の改善計画の提出を義務付け
- 資金・技術・能力構築の支援について、①提供する側の実績、②受領する側のニーズと実績の報告項目
- 専門家レビュー(technical expert review)及び多国間検討プロセス (facilitative, multilateral consideration of process) の進め方

グローバル・ストックテイク（世界全体の進捗確認）

パリ協定の内容

- パリ協定の目的と長期目標の達成に向けた進捗評価のため、2023年から5年毎に実施状況を確認。
- その結果を各国の行動と支援の強化・更新並びに国際協力の強化にインプット。

実施指針の内容

① 進捗確認の対象（スコープ）

- グローバル・ストックテイクでは、協定第2条1項a～c(※)の長期目標の達成に向けた進捗を確認する。進捗把握の作業は、緩和、適応、実施支援（資金、技術、能力構築）3つの領域で実施。

※パリ協定の長期目標：「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求し、出来る限り早期に世界の温室効果ガス(GHG)の排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的なGHG排出と吸収源による除去の均衡を達成」（2条1項a）、「資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること」（2条1項c）等。

② ガバナンス

- UNFCCCの補助機関（通称:SB）の会合にて、技術的評価を行うための対話を実施。
- 技術的評価の結果を踏まえ、パリ協定締約国会議（CMA）においてハイレベルイベントを実施。

《第1回グローバル・ストックテイクの流れ》

実施の段階	タイミング
i) 情報収集・準備	2022年SB会合(6月)から開始
ii) 技術的評価	2022年CMA(11月)及び 2023年SB会合(6月頃)で実施
iii) 結果の検討	2023年CMA(12月頃)において ハイレベルイベント実施

タラノア対話

タラノア対話とは

- タラノア対話の目的は、温室効果ガスの排出削減取組について、経験やビジョンを共有することを通して、①現状を把握し、②今後目指すべき将来像（目標）、③その達成に向けた行動を確認すること。
※ タラノアとはフィジー語で「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」の意味。政府だけでなく、企業や自治体、研究機関、NGOなど、あらゆる主体が対話に参加。
- 2023年から始まるグローバルストックテイクの試行的位置付け。

対話結果

- COP24では、21のラウンドテーブルに分かれて対話を実施。閣僚級のラウンドテーブルには、我が国から原田環境大臣が出席し、温室効果ガス排出量を4年連続で削減したことの紹介やイノベーションにより「環境と成長の好循環」を実現する取組を進めていく意向を示した。
- これまでのインプット（※）や議論をまとめた報告書・キーメッセージが作成され、行動が呼びかけられた。
※ 事前に473の書面インプットあり（うち、44が政府、残りの429がNGOや研究機関など非政府によるもの。2018年10月時点。）。
- COP24決定におけるタラノア対話の内容
 - ✓ 各国における取組について、進捗把握をしたことを認識
 - ✓ タラノア対話のインプットとアウトプット及び野心を高める潜在性に留意
 - ✓ 各国が約束草案（NDC）を準備又は2020年までの取組実施において、タラノア対話のインプットやアウトプットを検討することを招請。

ジャパンパビリオン

イベント（約40のうち、産業界・当省関係の催し）

- 気候技術の革新的イニシアティブによるネットゼロエミッションへの挑戦【NEDO】
- イノベーションによる気候変動への取り組み“Innovation for Cool Earth Forum (I C E F)” ロードマップ リリースイベント【NEDO】
- “技術で変える！” CCS国際ワークショップ【日本CCS調査、経産省】
- 世界最高水準の環境性能実現を目指す、日本の自動車産業の2050年に向けた展望と課題【自工会、IEA、経産省】
- 脱炭素社会の実現に向けた新技術開発；台風でも発電可能な世界初の垂直軸型マグナス式風力発電機による緩和・適応分野への挑戦【株式会社チャレナジー】
- LIMEX - 石灰石で拓く脱炭素循環型社会への道【TBM】
- ガラスメーカーのカーボンフットプリント ～ガラスによる気候変動緩和への貢献～【AGC】
- 産業のグリーン転換【IEA、経産省】
- 民間企業の途上国における国際貢献イノベーション（ソーラーランタン、無電化ソリューション等）【パナソニック】
- グローバルバリューチェーン(Progressive practice on quantifying the avoided emissions)【経産省、経団連】
※ジャパンパビリオンではなく、COP公式イベント会場で開催

主な展示

垂直型風力発電の模型
【チャレナジー】



2030年CO2フリー社会のジオラマ・投影
【パナソニック】



水素モビリティに関する動画
【トヨタ】



今後のスケジュール

パリ協定は、①5年毎の排出削減目標を含む約束草案(NDC)の提出、②実施状況に対する隔年報告・レビュー、③5年毎の世界全体での総括(GST)を通じて、野心的排出削減の目標設定を促す仕組み。

スケジュール		内容
2019年	11月(COP25)	市場メカニズムに関するルール合意目標（COP24パリ協定実施指針の積み残し）
2019年11月 ～2020年2月		2030年の排出削減目標を含めた約束草案（NDC）の提出期限 ※COP26（2020年11月の9～12月前）
2020年	11月（COP26）	途上国支援の長期資金目標（2025年以降）の検討開始
2022年	11月(COP27)	第1回グローバル・ストックテイクの技術的評価
	12月31日	現行ルールにおける先進国の隔年報告書（BR）提出期限
2023年	12月頃(COP28)	第1回グローバル・ストックテイクの結果検討（ハイレベルイベント）
2024年	12月31日	パリ協定にもとづく隔年報告書の初回提出期限（途上国を含む）
2025年		第2回の約束草案（NDC）の提出期限（目標年（P）） ※パリ協定実施指針の緩和ルールの適用開始
2026年	12月31日	パリ協定にもとづく隔年報告書の2回目提出期限（途上国を含む）
2027年	12月頃(COP32)	第1回グローバル・ストックテイクの技術的評価
2028年	12月頃(COP33)	第2回グローバル・ストックテイクの結果検討（ハイレベルイベント）
	12月31日	パリ協定にもとづく隔年報告書の3回目提出期限（途上国を含む）

(参考) パリ協定のPDCAサイクル

長期目標（2℃目標等）達成に向けて、実施状況に対する報告・レビューや5年毎の世界全体での総括を通じて、野心的な排出削減目標の策定・提出を自発的に行うよう、各国に促す仕組み。

14条 グローバルストックテイク

※2023年から5年毎に実施

13条 透明性枠組にもとづく 報告・レビュー

15条 実施と遵守の促進

※非対立的・罰則なし

国際的レビュー

2条 長期目標

- 2℃目標を設定
- 1.5℃に抑える努力を追求

国家の計画策定

9～11条 支援提供
(資金, 技術, 能力構築)

4条 排出削減目標(※) の策定・提出

(※Nationally Determined
Contribution: NDC)

7条 適応対策の実施

7条 適応計画の立案

6条 市場メカニズム

4条 緩和策の実施

気候変動対策の実施

(参考) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) とパリ協定の関係について

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)

(1992年採択、1994年発効)

- **全国連加盟国 (197ヶ国・地域) が締結・参加。**
- 大気中の温室効果ガス濃度の安定化が究極の目的。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。
- CDRRC (Common But Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities) の考え方 ⇒ 先進国は途上国に比べて重い責任を負うべき。

＜条約の目的を達成するための具体的枠組み＞

京都議定書 (2020年までの枠組)

- **先進国(附属書 I 国)のみ条約上の数値目標を伴う削減義務**
途上国は具体的な削減義務なし。先進国の数値目標は交渉対象。
- **先進国は毎年¹の排出量報告、4年毎²の国別報告 (※)**
(※排出量に加え、緩和、適応、支援等の政策・措置を含む)
(※未達時は罰則付き (次の約束期間に1.3倍持ち越し))
- **途上国は提出期限なしの報告義務**
 - ・2001年 **米国離脱宣言**
 - ・2002年 日本批准
 - ・2005年 京都議定書発効

【第一約束期間】(2008年～2012年)

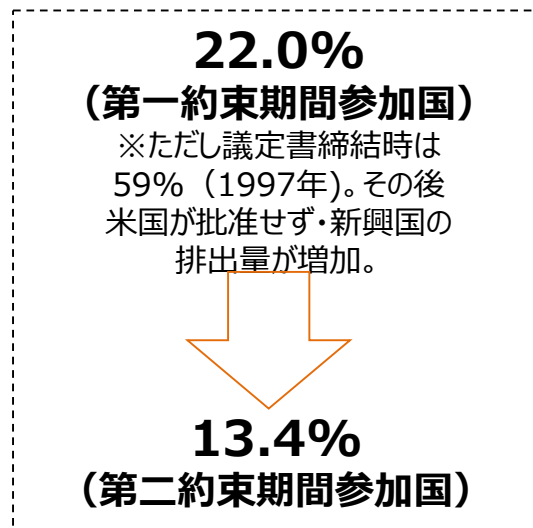
【第二約束期間】(2013年～2020年) **＜未発効＞**
日本、ロシア、ニュージーランドは不参加。
カナダは2012年に議定書自体から脱退。

パリ協定 (2020年以降の将来枠組)

- **全ての国に削減目標提出・削減義務**
(「国別貢献」を5年毎に提出・更新)
先進国は総量削減目標を継続、途上国も全経済の削減・抑制目標を目指す。NDCは交渉対象ではない。
※パリ協定の長期戦略はレビューの対象外。
- **全ての国が2年毎に「国別貢献」の達成状況等を報告**
- **先進国の資金支援義務は継続、その他の国々による支援は任意**
 - ・2015年11月 COP21パリ協定採択
 - ・2016年11月 パリ協定発効
 - ・2016年5月 パリ協定特別作業部会 (APA) 等において UNFCCC全加盟国による**パリ協定の実施指針 (案) 交渉開始**
 - ・2018年12月 **COP24実施指針採択予定**

(参考) 温室効果ガス排出シェア及び京都議定書・パリ協定の参加カバー率

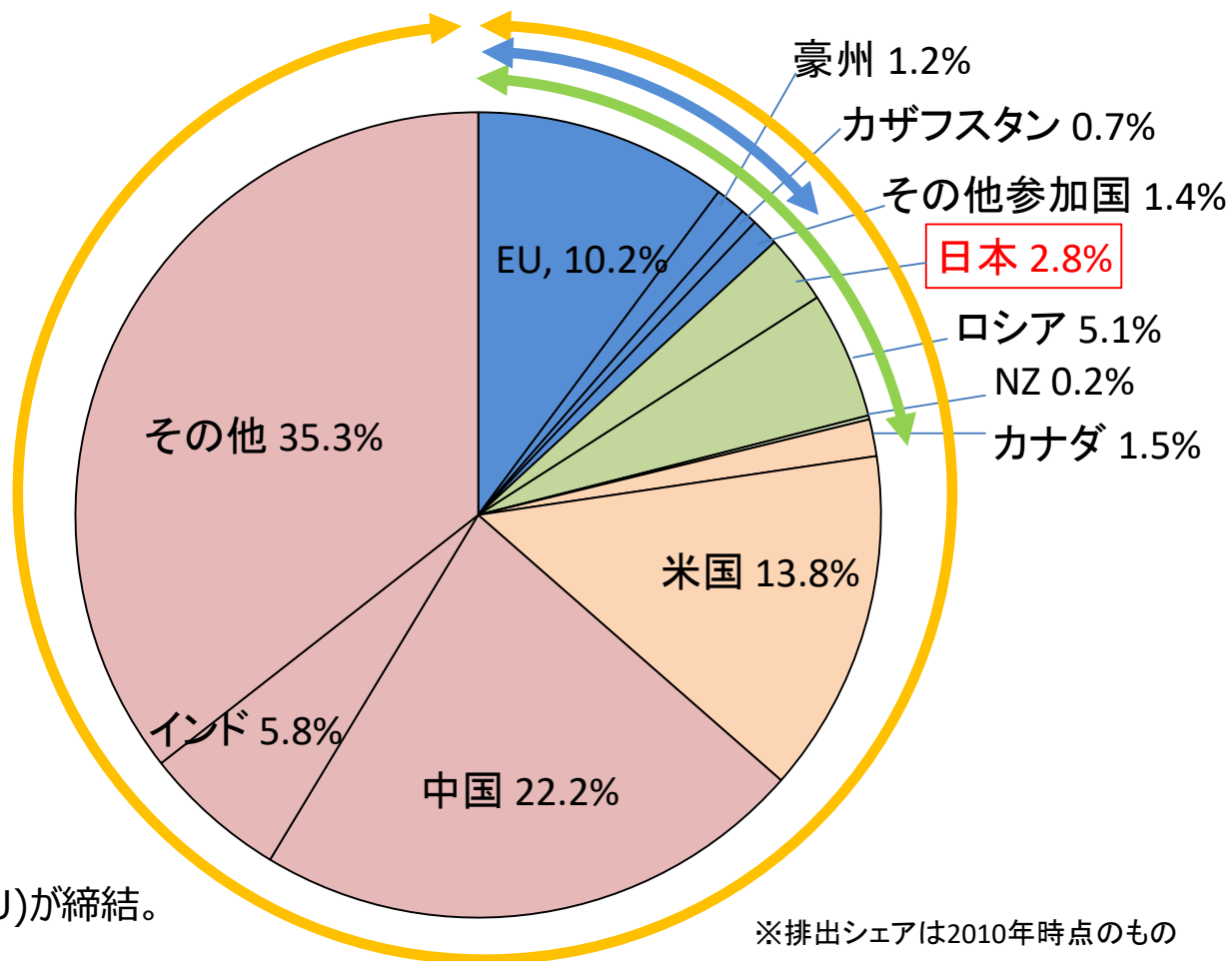
【京都議定書】



【パリ協定】

**全ての主要国が参加する合意
(2020年以降の枠組み)**

※2018年5月時点で176か国・1地域(EU)が締結。



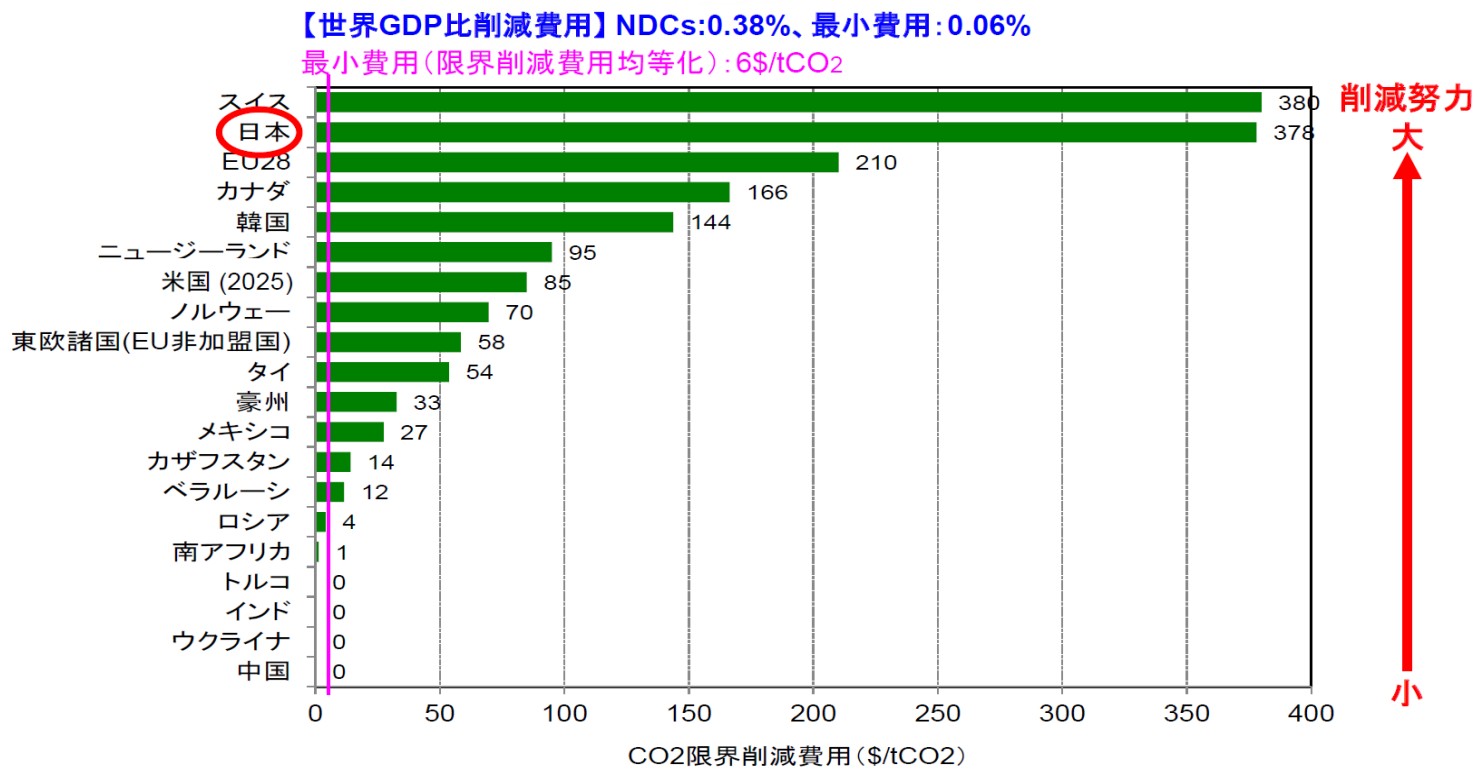
出典: IEA, CO2 Emissions from Fuel Combustion (2014)をもとに経済産業省作成。世界計から、国際海運・航空部門を除いた。

(参考)国際動向とCOPの位置づけ～各国のNDC達成のために必要な限界削減コスト

- NDC達成のための削減に要する追加コスト（限界削減必要）は、我が国を含め先進国は高水準にある一方で、中国をはじめとする途上国は極めて低いのが現状。



- 排出量の多い途上国（特に中、印）に対して、先進国に準じるルールの下で、排出量削減を求めていくことで、国際競争条件の平準化（レベルプレイングフィールド）を確保していくことが必要。
- これと同時に、米国のパリ協定再関与を促すことが必要（米の関心は対中競争条件の平準化）。

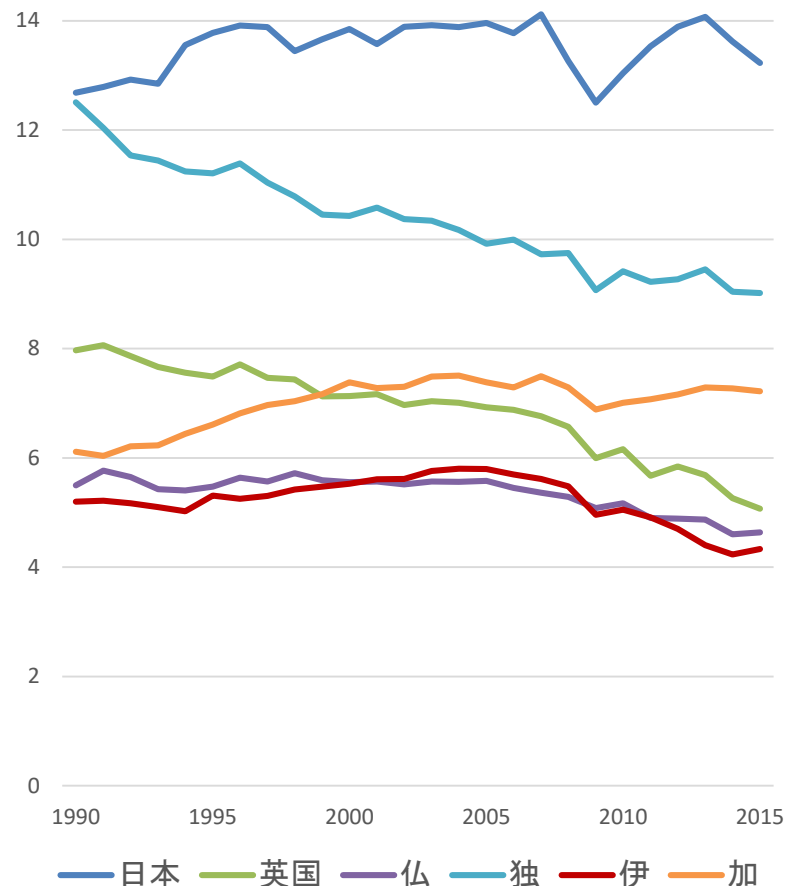
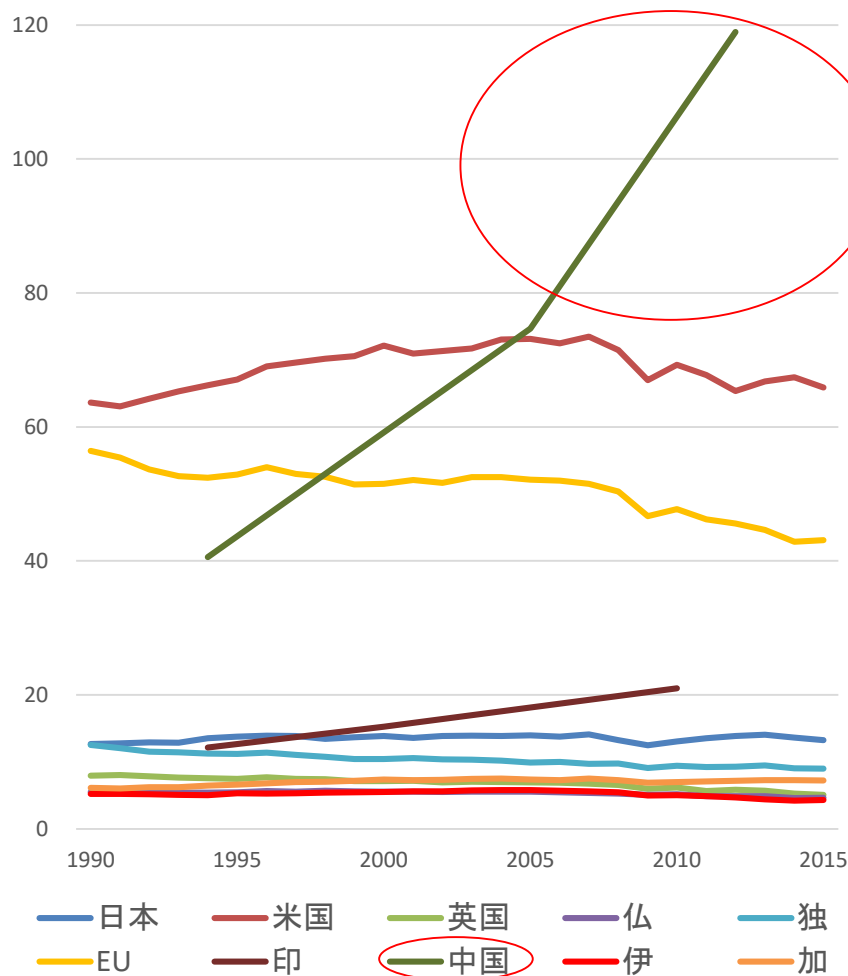


* 上下限で幅がある国は平均値を表示

Source: K. Akimoto et al., Evol. Inst. Econ. Rev., 2016

(参考)国際動向とCOPの位置づけ～温室効果ガス排出量の推移

- 中国の伸びが著しい。インドも増加傾向。
- これに対し、我が国の温室効果ガス排出量は、2000年以降おおむね横ばいだが、米国は2007年以降、EUは2000年以降、それぞれ低下傾向。



出典：気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)への報告に基づく

(参考) 諸外国の気候変動政策の動向①

ドイツ

- ドイツでは、長期戦略（2016年策定）の実施に伴う構造変化への対応策を検討するため、本年6月、連邦経済エネルギー省が「成長・構造変化・雇用委員会」を設置。
- 構造変化の影響が大きい炭鉱等地域での将来性ある新たな雇用に関する具体的展望の策定、当該地域の振興策・追加的基金の創設を検討。また、石炭火力の段階的廃止のロードマップを策定予定。
- 10月25日、炭鉱地域における構造政策措置を事務次官会議に提言。一部報道によれば、鉄道新設、ICTインフラ整備、連邦機関の移転等が含まれている様子。本年末、最終報告書を独連邦政府に対して提出予定だったが、石炭火力の扱いを巡り調整が難航し、来年2月に決定延期。

フランス

- マクロン大統領は、One Planet Summitを昨年立ち上げや昨年7月に2040年までにガソリン車・ディーゼル車の新車販売禁止を発表するなど、気候変動対策を推進。
- 27日発表のエネルギー計画では、原発比率50%の目標を2035年に10年後ろ倒し、再エネ比率を2015年18%から2030年に40%引き上げの目標案を提示。
- 他方、ガソリン税の値上げへ反対するデモがフランス各地で行われ、12月8日には12万人が参加。ガソリン税の値上げは2019年は実施しない方針を示すとともに、最低賃金を2019年1月より月額100€引き上げ、ボーナス・残業手当への原則非課税など、デモ支持層に対する家計支援策を発表、11月議会に提案予定。

英国

- 英国政府は、IPCC1.5度報告書に鑑みて、英国の排出目標を強化するための助言を気候変動委員会へ求めることとした。Brexitの際にEU-ETS残留を検討中。

(参考) 諸外国の気候変動政策の動向②

EU

- 本年6月、カニエテ欧州委員（エネルギー・気候変動担当）は、2030年省エネ目標を30%から32.5%、再エネ目標を27%から32%に引き上げ、1990年比40%削減の目標を45%引き上げ可能である旨を発表。11月28日に、EUの長期戦略案“A Clean Planet for all”を公表。**2050年ネットゼロ排出実現に向けたビジョン**。今後、欧州各国等と議論を深めていく予定。

中国

- 解振華気候変動代表は、1.5℃特別報告書に関して、「1.5℃に抑えることは理想的だが、重要なのは、優先順位をつけ、資源の投入先を決めること」と説明。脱石炭については、「手順が必要。パリ協定では今世紀後半の正味ゼロが合意。まず低炭素、次に脱炭素、最後に正味ゼロ。すべての国はとても努力していると思うが、国毎に状況が違う。**すぐにゼロにはできず、手順が必要であり、資金も必要。**」と述べた。

豪州

- オーストラリアでは、温暖化対策等を巡る与党内内紛により、ターンブル前首相が8月24日に辞職。モリソン新首相は、9月10日閣議で「国家エネルギー保証制度（小売電気事業者に対し、排出量上限と供給の信頼性条件を満たす電力調達を求めるもの）」を撤廃。

ブラジル

- ボルソナーロ次期大統領は、選挙期間中、パリ協定は国家主権を脅かすと発言。
- 来年COP25のホスト撤回を表明（COP 24 期間中に、チリがホスト国となる旨表明）。

(参考) EUの長期戦略~A Clean Planet for all~

概要

- 本体25頁及び400頁弱の詳細な付録等から構成。IPCC1.5℃特別報告書を踏まえ、グローバルな気候変動対策を先導するための欧州のコミットメントを示し、コスト効率性に配慮した上で社会的に公平な転換による、**2050年までのネットゼロ排出に結びつくビジョンを提示。2030年の削減目標を見直すものでないと強調。**
- **成長戦略としての長期戦略。**パリ協定は、欧州の産業構造を転換し低炭素技術・サービス関連の雇用創出や投資促進を促し、産業競争力強化につなげるため強力なドライバーになり得る。欧州は、常に気候変動・グリーンエネルギー分野でアーリームーバーとして動くことで利益を得てきたが、近年は他国との競争激化、他国の市場参入制限措置等によって輸出促進が阻害されているとの認識。
- EUとして決定済の諸施策が完全に実施されても、2050年約60%削減に留まると推計。「ZEB含む省エネ」「全部門の電化」「モビリティ」「サーキュラーエコノミー」「スマートインフラ」「バイオ燃料」「CCS」の7つのシナリオを通じて、**2050年ネットで80~100%削減が可能と推計。**本戦略の実現により、GDP 2%引上げ効果。
- ネットゼロ排出を実現するためには、エネルギー関連投資額をGDP比 2 → 2.8%引き上げが必要。グリーン雇用はすでに400万人達成、今後更なる雇用創出が期待。今後、2020年までの国連への提出に向けて欧州各国など関係者と議論、2019年EU首脳会合にインプット予定。

主要分野の方向性

- ファイナンスについて、持続可能な金融とするためEUの統一分類（タクソノミー）の確立、ESG投資促進のための開示要件の改善、投資のカーボンフットプリントを比較可能にする新たなベンチマークの策定。カーボンプライシングは環境対策に最も効率的なツール。
- 国際協力について、WTO・FTA等の活用によるEUの低炭素技術・サービスに関連する貿易制限措置、政府調達改善。国境調整税の検討。銅やリチウムといった希少資源獲得。国際貢献の見える化（途上国の技術水準を考慮して製品の消費ベースで排出量を算出）。
- イノベーションについて、これまで研究開発に取り組んできた低炭素技術が経済性を持つ様、戦略的にコストダウンに取り組む必要。ゼロカーボン電力、電化、水素・合成燃料・燃料電池、サーキュラーゼロカーボン産業、バイオ・農業・森林、社会経済行動分析イノベーションを重点分野として取組。

(参考) 脱石炭を巡る動き

- 昨年COP23において、カナダと英国を中心に「石炭火力の段階的廃止連合」(Powering Past Coal Alliance)を立ち上げ。COP24でも開催予定。
- 2℃目標達成に向けて、①国内のCCS設備を伴わない石炭火力の段階的廃止、②当該CCS設備を伴わない石炭火力へのファイナンスを禁止すること等にコミット。
- 参加国：英国、カナダ、オランダ、フランス、イタリア、デンマーク、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、スイス、オーストリア、スウェーデン、NZ、メキシコ、エチオピア、フィンランド、フィジー、マーシャル諸島などの28ヶ国と米国カリフォルニア州、ワシントン州、オレゴン州、カナダケベック州、バンクーバー市、EDF、Engie、イベルドローラ、ユニリーバ等の企業など合計75ヶ国・組織。
- ただし、電源に占める石炭依存度の比較的高い参加国でも、英国(9%)、カナダ(8%)程度。
(出典：World Energy Balances 2017, IEA等) それらの国は、既に石炭火力の段階的廃止を表明。

	石炭政策	運転開始時期 (2001年以降の割合)	発電技術
英	・石炭火力発電を2025年までに廃止する方針を発表(2015年)。現在、具体的方法を検討中。	ゼロ	全てSUB-C
仏	・石炭火力発電を2021年までに廃止する意向を発表(2017年)。	ゼロ	全てSUB-C
独	・石炭火力発電を廃止に向け議論を開始、2018年末までに結論を出す予定。ただし、議論は難航する見通し。(2018年)。	約2割	USC 2割強
米	・ACE発表(Affordable Clean Energy。石炭火力発電の高効率化による排出削減等)を表明(2018年)。	約1割	USCほぼゼロ
中	・石炭火力の高効率化と低公害化を強化する方針を発表(2014年)。	約9割	USC 約2割
印	・運転開始後25年を超過した石炭火力発電所の高効率化(リプレイス)方針を表明(2016年)。	約9割	全てSUB-C及びSC

2019年G20に向けて

私たちG20には、世界経済をリードする国々として、世界的な課題について率直に話し合い、そして解決策を見出す責任があります。世界経済の先行き、持続可能性について、様々な懸念が指摘される時代において、その責任はますます大きなものとなっています。明年6月の大阪サミットでは、自由貿易の推進やイノベーションを通じて、世界経済の成長をけん引するとともに、経済成長と格差への対処の同時達成。さらには、SDGs（持続可能な開発目標）を中心とした開発、地球規模課題への貢献を通じて、自由で開かれた包摂的かつ持続可能な未来社会の実現を目標に掲げ、推進していきたいと思

同時に日本は、高齢化、エネルギー・環境問題など、様々な課題に直面する課題先進国であります。今後、多くの国が共通して直面する課題を乗り越えるための取組を始動したいと思います。・・・我が国が推進してきた質の高いインフラを通じて、連結性を強化したいと思います。また、国際保険といった世界経済の成長に不可欠な、国際公共財の供給も推進します。エネルギー・環境分野では環境保護か経済成長かといった二者択一の発想ではなく、この分野への民間投資を積極的に呼び込み、環境と成長の好循環をつくり上げる発想が必要であります。こうした観点から、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題など、地球規模課題へのG20の貢献について、建設的な議論を行いたいと考えています。G20リーダーの皆様の協力を得ながら、大阪サミットを成功に導きたいと思います。・・・

2019年G20日本開催について

- 日本がG20サミット（「金融・世界経済に関する首脳会合」）の議長国を務めるのは初めて。
- サミットのほか、8つの関係閣僚会合を開催予定。
- 経産省の関係では、**貿易・デジタル経済大臣会合**と**持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合**を開催。

